

2020年3月19日

SANEI株式会社

代表取締役社長 西岡 利明

問合せ先： コーポレート本部部長 下村 晋

<http://www.san-ei-web.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは社是に掲げる「人類ある限り水は必要である」との理念のもと、水まわりを中心とした事業により社会に貢献する事を目指しています。

#### 【社 是】

「人類ある限り水は必要である」との理念のもと人間の乾きを潤す水まわりを中心に生活の泉、憩の泉の想像を実現する事で社会に貢献し会社繁栄と全社員の幸福の源とする

#### 【企業理念】

「ALWAYS WITH JOY」と言うコンセプトのもと、3つの視点で構成されております。

・ CONTRIBUTION (貢献)

人と水をつなぐ企業として、社会的責任を果たしながら、地球の未来を見据えた企業活動を展開します。

・ CREATION (創造)

質の高いモノをお届けすることはもとより、感性に響くモノづくりで、感動をお届けします。

・ COMMUNICATION (意思の疎通)

さまざまな人との「つながり」を絆に変えて、人と人との歓びの環を広げていきます。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則1-2④ 議決権の電子行使のための環境整備及び招集通知の英訳】

当社は、投資家の構成比率動向等の情報を総合的に勘案し、現在のところ議決権の電子行使及び招集通知の英訳化の導入を行っておりません。引き続き、株主構成等の情報収集・分析に努め、検討を行ってまいります。

##### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、現在のところ企業年金制度を導入しておりません。企業年金制度の動向を注視しつつ、検討を

行ってまいります。

**【補充原則 3-1 ② 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】**

当社は、投資家の構成比率動向等の情報を総合的に勘案し、現在のところ英語での情報の開示・提供を行っておりません。引き続き、株主構成等の情報収集・分析に努め、検討を行ってまいります。

**【補充原則 4-2 ① 経営陣の報酬の制度設計及びインセンティブ報酬の推進】**

当社は、役員規程に定められている報酬決定のプロセスに基づき、業績や各執行状況を勘案し決定しております。また、取締役の多くが主要な株主であることから、株価連動にともなう健全なインセンティブを有していると考えています。なお、今後につきましては、経営環境状況等さまざまな要素を勘案して、柔軟な姿勢で対応してまいります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】**

**【原則 1-4 政策保有株式】**

当社は、継続的取引関係がある企業との関係強化、緊密化を図る一方で、慣例的な相互保有や人的関係等の情実等を排除するとともに、将来の取引関係や持続的な企業価値の向上に資するかどうかなど、中長期的な観点から得失等を総合的に勘案のうえ、個別銘柄ごとに最適な政策保有株式を有しております。政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、保有先企業の提案を無条件に賛成することはせず、当社との業務提携や取引関係の維持・強化を通じて、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うことを議決権行使の基準としております。

**【原則 1-7 関連当事者間の取引】**

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め審議した上で、承認を得ることとしております。また、その利益相反取引の状況等については、適宜、取締役会への報告を求める体制を整備しております。更には、これらの関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

**【補充原則 4-1 ① 取締役会から経営陣への委任の範囲】**

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っています。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しています。経営会議は、各担当取締役及び取締役会が指名した幹部で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や課題の対策を協議しています。各担当取締役は、取締役会や経営会議で決定された事業計画に基づき、自部門における施策の決定や業務遂行を行っています。

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことを選任基準として、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しています。

【補充原則 4-1-1 ① 取締役会の構成に関する考え方】

当社は、取締役会が業務執行管理及び経営意思決定を行う為に、豊富な経験に加え、多様性、専門性等を持った幅広いメンバーで構成される事が重要であると考えています。また、社外取締役及び社外監査役には、取締役会に対するチェック機能の実効性の為に、高い独立性を有する事が大事だと考えています。

【補充原則 4-1-1 ② 取締役及び監査役の兼任の状況】

全ての取締役・監査役は他の上場会社の役員を兼任しておりません。当社取締役会への出席率も高く、その役割を適切に果たしていると考えています。

【補充原則 4-1-1 ③ 取締役会全体の実効性についての分析及び評価】

当社は、取締役会における意見交換の状況、議題に対する質疑応答、取締役及び監査役の活動報告状況から取締役会の実効性は十分果たされているものと考えています。

【補充原則 4-1-4 ② 取締役及び監査役へのトレーニング】

当社は、取締役及び監査役に対し、その役割及び責務に必要な情報の提供や、知識取得の必要性に応じ、社外専門家を招聘して機会提供に取り組んでいます。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経理部門、総務部門等管理関係を担当するコーポレート本部が株主の皆様の窓口となり、積極的なIR活動に取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
西岡利明	680,000	34.69
吉川正弘	680,000	34.69
西岡明	100,000	5.10
吉川弘二	100,000	5.10
SANEI従業員持株会	100,000	5.10

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

夏目和典	60,000	3.06
尼見幸一	40,000	2.04
岸田敏雄	25,000	1.28
新田裕二	20,000	1.02
株式会社岡本製作所	20,000	1.02
株式会社坂井製作所	20,000	1.02
株式会社多喜プラスチック	20,000	1.02
株式会社田中工業	20,000	1.02

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

—
---

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	第二部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—
---

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—
---

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
瀧勝巳	他の会社の出身者												
安部慶尚	他の会社の出身者												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧勝巳	○	—	長年にわたり空間プロデューサーとして活動しており、その知見に基づいた意見を取締役に提言いただく事で、経営への新たな視点と言う貢献をいただけるものとして選任しています。
安部慶尚	○	—	長年にわたり株式会社大互を経営しており、経営の専門家としての貴重な意見により、取締役会の意思決定機能の強化に貢献いただけるものとして選任しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携を強化し、各監査の質的向上を図るため、三様監査会議を定期的（原則年4回開催）に開催しています。会議では、監査役会、会計監査人、内部監査室長がそれぞれの監査計画について報告し、監査情報の共有化とそれに関する意見交換を行っています。また、会計監査人より、四半期レビュー結果の報告や年度末での会計監査結果の報告を受け、意見交換を行っています。</p> <p>監査役と会計監査人は、随時会合を開き意見交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人による会計監査に同行するなど、密接な連携をとっています。</p>
--

監査役と内部監査室は、随時会合を開き、双方の監査状況の把握、意見交換を行うなど、密接な連携をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
江夏健一	学者													
松井浩一	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江夏健一	○	—	複数の大学で経営学の教授として教鞭をとり、早稲田大学の副総長に就かれるといった豊富な経歴を

			持たれており、専門的な視点から経営への適切な助言や監督を行っていただけるものとして選任しています。
松井浩一	○	—	監査法人での監査経験と公認会計士税理士事務所経営による実務経験から専門的な視点から経営への適切な助言や監督を行っていただけるものとして選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を有する全ての社外取締役及び社外監査役を独立役員に指定しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社はインセンティブ付与に関する制度を導入しておりませんが、必要に応じて役員賞与を検討する等、柔軟な対応を取る事で株主の皆様との価値共有を行うよう、取り組んでいます。
---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役全員・監査役全員の基本報酬総額を開示しています。
-----------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において、取締役分は取締役会で総額決議し、個人配分は代表取締役社長西岡利明に一任しております。監査役分は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会で個人配分含め総額決議しております。 取締役の報酬限度額は、2005年5月30日開催の第45回定時株主総会において年額500,000千円以内
---



(ただし使用人分の給与は含まない)と決議しております。  
監査役の報酬限度額は、2005年5月30日開催の第45回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社長室、コーポレート本部がサポート業務を行っています。  
取締役会開催に際しては、資料を事前に配布すると共に、個別の問い合わせについても、随時対応する体制をとっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)  
取締役会は取締役9名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則毎月1回開催されています。経営方針及び経営上の重要事項等の意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

(監査役会)  
監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、原則毎月1回開催されています。監査役会で監査方針・監査計画を決定し、各拠点に赴き監査を行っています。取締役の職務の執行に関しては、毎月取締役会に出席し、経営の適正な監査に努めています。

(内部監査)  
社長直轄の内部監査室を設置しており、当社及び子会社の業務執行が適正かつ効率的に行われているか、各拠点へ赴き、業務監査を実施しています。

(会計監査)  
当社は会計監査についての監査契約をひびき監査法人与締結しております。監査役会及び内部監査室とは定期的に会議を開催し、情報共有を行う事で監査の実効性と質の向上に努めています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役及び監査役会が会計監査人及び内部監査室と連携しながら、独立した立場から取締役会を監査する事が、経営監視機能として有効であると判断し、2018年6月25日開催の定時株主総会で承認を経て、監査役会設置会社へ移行いたしました。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年(第59回)は株主総会開催日の20日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算集計及び監査に必要な時間を考慮した上で、一人でも多くの株主様にご来場いただけるよう、株主総会開催日を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料をホームページ掲載	ホームページ上の「IR情報」にて決算短信、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、コーポレート本部経営戦略課です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を工場において取得しています。 ホームページに環境理念と環境への取組みを掲載しています。 <b>【環境理念】</b> 私たちは水と緑あふれる自然環境の中で、水まわりを中心とした事業活動において、環境との調和をはかりつつ、地域環境に配慮した環境保全活動を推進し、社会に信頼される企業を目指します。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけており、株主等に対して適時適切な会社情報の開示を行う事を基本姿勢としております。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下の内部統制システムに係る基本方針を定めています。

## イ 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理の確立、法令遵守、社会的責任達成のため、「企業行動規範」を制定し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の社員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス及びリスク管理の重要性や内部通報制度について教育を実施し、社員の意識向上に取り組む。

社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な活動を阻害する恐れのある反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

## ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る各種情報（株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・稟議書・各種契約書・会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・事業報告・附属明細書・その他重要文書）の保存及び管理については、法令及び社内規程によるものとする。監査役から要求があった場合には、遅滞なく当該情報の閲覧に応じる。

また、情報開示については、情報管理責任者（情報開示担当役員）を置き、法令及び証券取引所の定める適時開示規則などに基づき、重要な会社情報の一元管理を行い、迅速かつ正確な情報開示に努める。

## ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業環境の変化に対応するため、当社グループの内部統制、コンプライアンス及びリスクを統括的に把握・管理することが重要であると認識し、取締役会の中で社内規程の整備をはじめ、平常時・発生時の観点から、適時に既存リスクの見直しや新たなリスクの洗い出しなど、経営上のリスクを総合的に分析し、潜在リスクの最小化や顕在化した場合の対応策に取り組む。

品質、安全衛生、環境、情報セキュリティなどのリスクについては、その担当部署またはプロジェクトを設けることにより、リスクの未然防止や再発防止に努める。

## ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月原則1回開催し、経営の基本方針・法令事項・その他の経営に関する重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程に権限及び責任の詳細を定める。

当社は、将来の経営環境を見据え、当社グループの中期経営計画・年度計画を策定し、目標値を設定する。各担当取締役は、経営計画を達成するため各部署が目標達成に向けた具体策を決定し、経営会議において定期的に達成状況のレビューと改善策を報告する。

## ホ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営について担当取締役を責任者として置き、適時開催される取締役会に担当取締役が出席し、職務執行の定期的な報告と重要案件について審議を行い、当社グループの迅速かつ的確な意思決定を図るなど、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理に取り組む。また、必要に応じて子会社への指導・支援並びにモニタリングを通じ、経営全般の実効性を高める。

当社は、内部統制・牽制機能として、社長直轄の専任スタッフによる内部監査室を設置し、監査役(監査役会)と連携するとともに、監査計画並びに代表取締役社長からの指示に基づき、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性、法令・定款・社内規程などの遵守状況について業務監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行う。指摘事項については改善・是正を求め、監査結果については社長へ報告する。

#### へ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づき内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制の構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令などとの適合性を確保する。取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関して適切に監督を行う。

#### ト 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

当社は現在、監査役職務を補助する使用人を置いておりませんが、監査役監査規程に則り、監査役から求められた場合には、取締役と監査役の協議の上、監査役職務を補助するために必要な能力・経験・知識を有する者を配置する。当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。当該使用人の適切な職務の遂行のため、人事異動・人事評価・懲戒処分などについては、監査役の事前同意を得るものとする。

#### チ 取締役及び使用人などが監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人などは、監査役会の定めるところにより、以下の事項を監査役に報告する。

- ・内部統制システムの構築及び運用状況
- ・当社グループに著しい損害・不利益を及ぼす恐れのある事実
- ・取締役及び使用人の職務執行に関して不正行為、法令・定款・社内規程などに違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合、当該事実
- ・経営会議で報告・審議された案件
- ・内部監査室が実施した監査結果
- ・リスク管理委員会の活動状況及び内部通報制度による通報状況

当社は、当社グループの取締役及び使用人などが当社監査役への当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

リ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会を毎月1回開催し、監査に関する重要事項について協議・決議を行うとともに、監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互の意思疎通を図る。

監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は、経営会議をはじめ社内の重要会議への参加や監査計画に基づく各部署・子会社の個別監査を通じ、取締役の職務執行に関する適法性や内部統制システムの有効性の経営実態を把握し、適宜意見陳述を行うなど経営の適正な監査・監視に努める。

監査役は、会計監査人と監査計画に基づき、期中・期末監査終了後に報告会を開催し、会計監査人から監査の方法・結果、内部統制などの詳細な報告を受け、財務報告の信頼性を確認するとともに、内部監査室・会計監査人と必要に応じて相互の意見・情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性を目指す。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を受ける。

当社は、監査役が職務の執行に伴い生じる費用の請求を行った場合は、監査役の求めに応じて適切に処理する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社はコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図る為、「コンプライアンス規程」及び「反社会的勢力対応規程」の中で、当社及び従業員等は反社会的勢力との関係及び取引行為を行ってはならない事を定めております。

## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—
---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 1. 適時開示に関する基本的な考え方

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけており、株主等に対して適時適切な会社情報の開示を行う事を基本姿勢としております。

#### 2. 適時開示体制

##### (1) 決定事実に関する情報・決算情報の開示

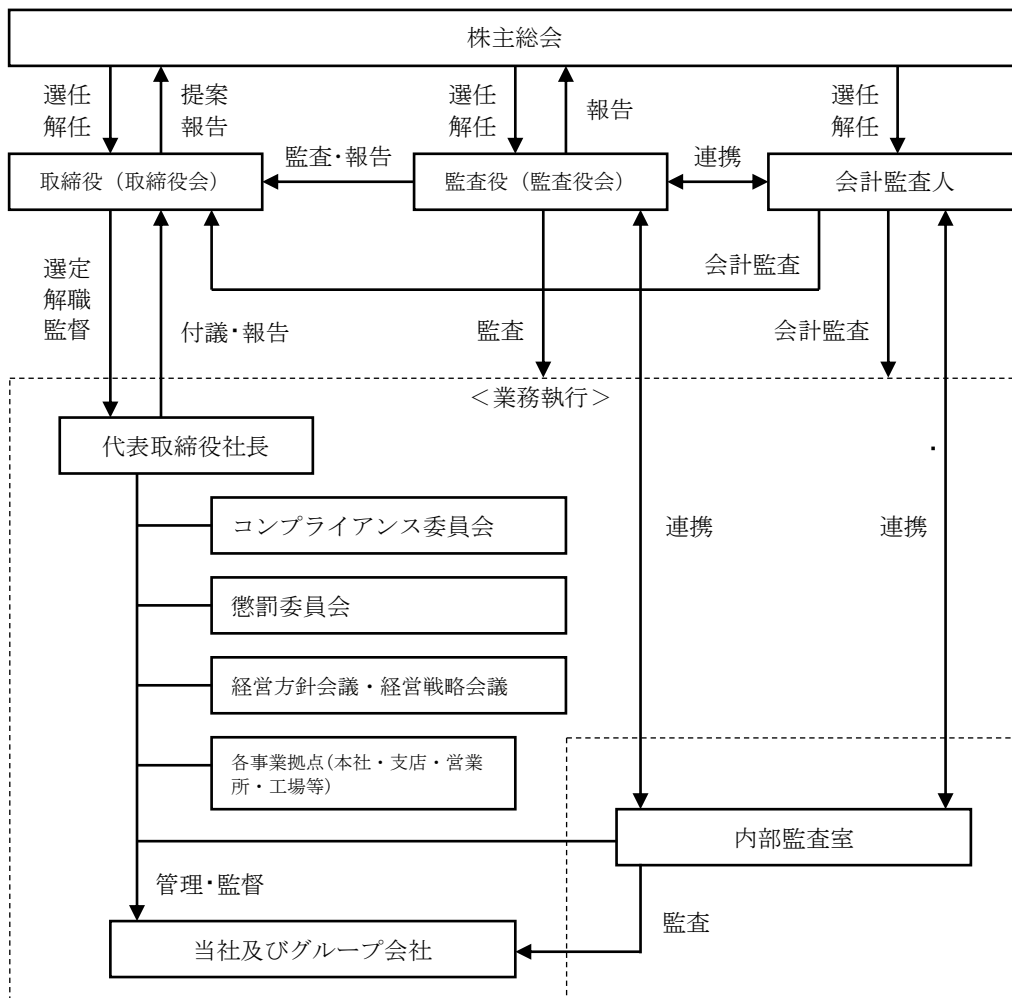
関係部門やグループ会社が認識した重要情報がコーポレート本部へ連絡され、担当部門により情報開示

要否の確認が取れたら、執行責任者(代表取締役社長)と情報管理責任者へ報告され、取締役会にて情報開示要否を決定、監査役による開示有無に係る意見陳述を行い、情報開示担当部門にて開示を行う。

(2)発生事実に関する情報の開示

関係部門が認識した緊急発生情報がコーポレート本部へ連絡されたら、執行責任者と情報管理責任者と監査役へ報告され、担当部門により情報開示要否の確認が取れ次第、執行責任者と情報管理責任者と監査役へ報告の上、監査役による開示有無に係る意見陳述を行い、情報開示担当部門にて開示を行う。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

